

日バス協技第508号
令和3年12月28日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

遠隔点呼実施要領について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び貨物課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、傘下会員事業者へ周知徹底をお願いいたします。

担 当：技術安全部（田中・横山）
電 話：03-3216-4015